

## 占部裁判を支援する会・会員募集

皆様の日頃よりのご健闘に心より敬意を表するとともに、平素よりご支援、ご指導に心より感謝申し上げます。

広島・事業会社福山支店の第1集配営業課で、期間社員として働いている占部亜紀さんは、本年3月22日、事業会社と同支店の3人(管理者と社員)を相手に、セクハラ・パワハラによる損害賠償の請求を求めて、広島地裁に提訴しました。

今や事業会社総体では正社員数より非正規社員の方が多く働いています。今日の労働組合への相談では、セクハラ・パワハラの問題が急激に増えています。この背景には、郵政民営化以降の職場の混乱と労働強化、人事制度改革による成果主義の導入などの原因があります。

占部さんは提訴にあたり、「全国で働く郵政非常勤の方々に、理不尽なことがあっても泣き寝入りする必要はないことを訴えるためにも最後まで裁判をやり抜く決意です。」と結んでいます。

私たちは占部裁判を支えるため、「郵便事業会社福山支店セク・パワハラ事件占部裁判を支援する会」(略称:占部裁判を支援する会)を先般8月18日に結成しました。占部裁判の勝利はもとより、郵政の人権侵害の実態を余すことなく暴露し、会社の姿勢を正す闘いを構築していきます。ここ郵政内だけの問題ではなく、広く市民や連帯する団体組織へも訴え、全ての職場でのパワハラ・セクハラの根絶にむけ取り組む所存です。多くの皆さまに入会頂き、一層のご支援、ご協力いただきますようお願いして訴えとします。

2012年8月

「郵便事業会社福山支店セク・パワハラ事件占部裁判を支援する会」代表 土屋信三

◇年会費 個人会員 1口1000円 団体会員 1口5000円

◇振込先 加入社名「占部裁判を支援する会」\* インターネットからの振り込みは、しないでください

(ゆうちょ銀行総合口座からの振込みの場合) 15160-35494881

(他金融機関からの振込みの場合) 店名:518 普通預金:3549488

◇郵送等連絡先

〒732-0057 広島市東区二葉の里1-3-16吉村ビル3F

TEL・FAX 082-264-2310

..... 切り取り線 .....

「郵便事業会社福山支店セク・パワハラ事件占部裁判を支援する会」入会申し込み書

・入会申込み年月日( ) ・会費・カンパ( 口、 円)

・お名前又は団体名( ) ・ご住所(〒 )

・電話( ) ・e-mail( )

## 【占部裁判を支援する会 方針】

### 1 基本方針

- ① 郵便事業会社福山支店セク・パワハラ事件占部裁判の勝訴を目指します
- ② 職場におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの根絶に向けて闘います。

### 2 活動方針

- ① 会員拡大を通じて、占部裁判の意義を郵政職場・地域社会に広めます。
- ② 郵政内部及び地域社会の人権問題に取り組む団体との交流を行います。
- ③ 公判の傍聴を行います。
- ④ 「支援する会」のニュースやビラ・ホームページなどで、裁判の状況等を周知宣伝します。
- ⑤ その他、基本方針に基づく必要な活動を行います。

## 【占部裁判を支援する会 会則】

(名称)

第1条 郵便事業会社福山支店セク・パワハラ事件占部裁判を支援する会  
略称「占部裁判を支援する会」とする

(所在地)

第2条 本会の所在地を 広島市東区二葉の里1—3—16 とする

(目的)

第3条 本会は占部裁判を支援し、勝訴を勝ち取ることを目的とする

(会員)

第4条 会員は、本会の趣旨に賛同する個人及び団体とする。

(総会)

第5条 総会は年1回開催し、経過報告等の承認・活動方針の採択・役員改選を行う。

(組織)

第6条 会の運営のために、事務局を設置する

(役員)

第7条 以下の役員を置く

代表 1名 副代表 若干名

事務局長 1名 事務局員 若干名

会計 1名 会計監査 1名

(会計)

第8条 本会の収入は、年会費(個人1口1000円、団体1口5000円)及びカンパとします。

第9条 収支は総会で報告して承認を受けます。

附則 会則は2012年8月18日より施行する。